

○国東市個人情報保護条例

平成18年3月31日

条例第12号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護等

第1節 個人情報の取扱い(第6条—第16条)

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求(第17条—第31条)

第3節 審査請求等(第31条の2—第35条)

第4節 他の開示制度等との調整及び適用除外(第36条・第37条)

第3章 事業者等が取り扱う個人情報の保護(第38条—第40条)

第4章 雑則(第41条—第43条)

第5章 罰則(第44条—第47条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (7) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。
- (8) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 本市の図書館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存しているもの
 - ウ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録(平20条例49・平27条例33・平29条例21・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するために、個人情報の保護に関する必

要な施策を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関し市が実施する施策に協力するとともに、その事業の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護等

第1節 個人情報の取扱い

(適正な収集)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づき収集するとき。
- (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされている情報から収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (5) 他の実施機関から提供を受けるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、国東市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、あらかじめ個人情報を利用する目的(以下「利用目的」という。)を達成するため本人以外のものから収集することにつき相当の理由があると実施機関が認めるとき。

(利用目的の明示)

第7条 実施機関は、本人から直接、文書、図画及び写真又は電磁的記録に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、

本人に対し、その利用目的を明らかにしなければならない。

- (1) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (2) 利用目的を明らかにすることにより、個人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を明らかにすることにより、個人情報を取り扱う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、利用目的を明らかにしないことにつき相当の理由があると実施機関が認めるとき。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、法令等の規定に基づき収集するときを除き、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で、事務の適正な遂行に当該個人情報が必要かつ欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(利用目的による制限)

第9条 実施機関は、個人情報の収集に当たっては、利用目的を明確にしなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の収集、利用、提供その他の個人情報の取扱いに当たっては、利用目的の達成に必要な範囲内で行われなければならない。
- 3 実施機関は、利用目的を変更するときは、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、法令等の規定に基づき、当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供するときを除き、利用目的以外の目的のために個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の利用及び提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の権利利益を不当に侵害するおそれ

のない場合であって次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用等を行うことができる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (3) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供するとき。
- (4) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

(平27条例33・一部改正)

(特定個人情報の利用及び提供の制限)

第10条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。)を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は組織に限るものとする。

(平27条例33・追加)

(オンライン結合による提供の制限)

第11条 実施機関は、法令等の規定に基づき提供する場合を除き、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下

同じ。)により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると認めるときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものへ提供することができる。

(正確性の確保等)

第12条 実施機関は、利用目的に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な資料として保存されるものについては、この限りでない。

(個人情報の安全確保措置等)

第13条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置(以下「安全確保措置」という。)を講じなければならない。

- 2 実施機関は、第10条第2項の規定により実施機関及び本人以外のものに個人情報を提供する場合において、提供を受けるものに対し、当該個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(職員等の義務)

第14条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委託に伴う措置等)

第15条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外のものに委託をしようとするときは、当該委託に係る契約において、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第20条及び第21条の規定に準じた必要な措置その他の個人情報の保護に関し必要な措置を明らかにしなければならない。

- 2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたものは、当該事務を行うに当たり取り扱う個人情報について、安全確保措置を講じなければならない。

- 3 前項の委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧)

第16条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を検索することができる状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 利用目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 個人情報の提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については適用しない。

- (1) 市の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求

(開示請求権)

第17条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の管理する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は病気その他やむを得ない理由により自ら請求することが出来ない者として市長が定めるものの代理人(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任

による代理人。)(以下「代理人」という。)は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(平20条例49・平27条例33・一部改正)

(開示請求の方法)

第18条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所、法人にあってはその名称及び代表者の氏名並びに所在地
- (2) 開示請求をしようとする個人情報に特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平20条例49・平27条例33・一部改正)

(個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報の全部又は一部が次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、本人に開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求者(第17条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下第4号、次条第2項及び第23条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と

照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分の情報

エ 当該個人が出資法人等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第3項の規定に基づき市長が調査権等を有する法人をいう。以下第39条において同じ。)の役員又は職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役員又は職員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分の情報

(3) 個人の評価、指導、診断、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国の機関、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、素直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関、国の機関、独立行政法人等又は他の地方公共団体の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関、国の機関、独立行政法人等又は他の地方公共団体の機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 未成年者の代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが

当該未成年者の利益に反すると認められる情報

(平20条例49・平27条例33・平29条例21・一部改正)

(個人情報の一部開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報、不開示情報とそれ以外の個人情報とからなる場合において、不開示情報とそれ以外の個人情報とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該不開示情報を除いた個人情報について開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平29条例21・一部改正)

(個人情報の存否に関する情報)

第21条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の場合において、個人情報の一部を開示するとき、又は全部を開示しない

ときは、その理由を付記しなければならない。この場合において、不開示とされた一部又は全部の個人情報が不開示情報に該当しないこととなる期日が明らかであるときは、その期日を記載しなければならない。

- 4 第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 5 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、その期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の期間及び理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 6 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第4項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

第23条 開示請求に係る個人情報に、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、当該情報が第19条第2号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、前条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示そ

の他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施方法等)

第24条 個人情報の開示は、個人情報が記録された公文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行うものとする。

- 2 実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報が記録された公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。
- 3 個人情報の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、自己が当該個人情報の開示決定を受けた者であることを証明するために必要な書類を提示しなければならない

(口頭による開示請求等)

第25条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人は、第18条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

- 2 前項の規定により口頭による開示請求をしようとする者は、第18条第2項の規定にかかわらず、実施機関が定めるところにより、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な書類を提示しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により口頭による開示請求があつたときは、前3条の規

定にかかわらず、実施機関が定める方法により直ちに開示するものとする。

(訂正請求権)

第26条 何人も、実施機関が保有する公文書に記録された自己を本人とする個人情報(開示決定を受けた又は法令等の規定により開示を受けた個人情報に限る。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第17条第2項の規定は、前項の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(平20条例49・平27条例33・一部改正)

(訂正請求の方法)

第27条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所、法人にあってはその名称及び代表者の氏名並びに所在地
- (2) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める箇所及び内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第18条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第28条 実施機関は、訂正請求があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において調査を行い、当該訂正請求があった日から起算して30日以内に、当該訂正請求により求められた個人情報の内容の訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、遅滞なく、当

該訂正請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求をした者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、訂正請求をした者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第2項の規定により個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、訂正前の個人情報を提供したもの(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、訂正をした旨及びその内容を通知するものとする。
- 5 第22条第5項の規定は、訂正決定等について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第28条第1項」と、「開示決定等」とあるのは「訂正決定等」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求をした者」と読み替えるものとする。

(平27条例33・一部改正)

(利用停止等請求権)

第29条 何人も、実施機関が保有する公文書に記録された自己を本人とする個人情報(開示決定を受けた又は法令等の規定により開示を受けた個人情報に限る。ただし、情報提供等記録は除く。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。

- (1) 当該個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第9条第2項の規定に違反して保有されているとき、第10条第1項及び第2項若しくは第10条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第10条第1項及び第2項又は番号法第19条の規定に違反して提供されている

とき 当該個人情報の提供の停止

- 2 第17条第2項の規定は、利用停止等の請求(以下「利用停止等請求」という。)について準用する。

(平20条例49・平27条例33・一部改正)

(利用停止等請求の方法)

第30条 利用停止等請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止等請求をしようとする者の氏名及び住所、法人にあってはその名称及び代表者の氏名並びに所在地
 - (2) 利用停止等請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 適法でないと認める個人情報の取扱い及びその取扱いが適法でないとする理由
 - (4) 求める利用停止等の内容
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、利用停止等請求について準用する。

(利用停止等請求に対する決定等)

第31条 実施機関は、利用停止等請求があったときは、当該利用停止等請求に係る個人情報の取扱いについて必要な調査を行い、当該利用停止等請求があった日から起算して30日以内に、当該利用停止等請求により求められた利用停止等を行う旨又は行わない旨の決定(以下「利用停止等決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定により利用停止等を行う旨の決定をしたときは、遅滞なく、当該利用停止等を行った上、当該利用停止等請求をした者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、利用停止等請求をした者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知しなければならない。
- 4 第22条第5項の規定は、利用停止等決定等について準用する。この場合において、

同項中「前項」とあるのは「第31条第1項」と、「開示決定等」とあるのは「利用停止等決定等」と、「開示請求者」とあるのは、「利用停止等請求をした者」と読み替えるものとする。

第3節 審査請求等

(平28条例5・改称)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第31条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平28条例5・追加)

(審査会への諮問)

第32条 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報を訂正請求により求められた訂正の内容どおり訂正することとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報を利用停止等請求により求められた内容どおり利用停止等を行うこととする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(平28条例5・全改)

(諮問をした旨の通知)

第33条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。)
- (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平28条例5・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第34条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平28条例5・一部改正)

(苦情の処理)

第35条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の申出があった場合は、適切かつ迅速に処理するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により苦情を処理する場合において、必要と認めるときは、審査会の意見を聴くものとする。

第4節 他の開示制度等との調整及び適用除外

(他の開示制度等との調整)

第36条 第17条から第25条までの規定は、法令等の規定により、第24条第1項、第2項及び第3項に規定する方法と同一の方法(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)による個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の開示の手続が定められているときにおける個人情報の開示については、適用しない。この場合において、法令等の規定により同条第1項、第2項及び第3項に規定する方法と同一の方法で開示を受けた個人情報は、第26条第1項及び第29条第1項の規定の適用については、開示決定を受けた個人情報とみなす。

- 2 前項前段に規定する場合において、法令等の規定により個人情報の訂正の手続が定められているときは、第26条から第28条までに規定する個人情報の訂正については、適用しない。
- 3 第1項前段に規定する場合において、法令等の規定により利用停止等の手続が定められているときは、第29条から第31条までに規定する利用停止等については、適用しない。
- 4 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第24条第1項の閲覧とみなして、第1項の規定を適用する。

(平27条例33・一部改正)

(適用除外)

第37条 この章の規定は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報については、適用しない。

- 2 この章の規定は、本市の図書館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、資料、刊行物等に記録された個人情報については、適用しない。

(平20条例49・一部改正)

第3章 事業者等が取り扱う個人情報の保護

(事業者に対する個人情報の保護施策)

第38条 市長は、事業者が個人情報の保護について適切な措置を講ずることができるよう、意識の啓発その他必要な施策の推進に努めなければならない。

(出資法人等の個人情報保護)

第39条 事業者のうち出資法人等で実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく市の施策に留意しつつ、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第40条 指定管理者(市が地方自治法第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。)は、この条例の規定に基づく市の施策に留意しつつ、公の施設の管理に関する個人情報の保護に関し必要な事項を講ずるよう努めなければならない。

第4章 雑則

(運用状況の公表)

第41条 市長は、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(費用負担)

第42条 第24条第1項、第2項及び第3項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第5章 罰則

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第15条第3項の事務に従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書又は指定管理者が管理している文書(図画及び電磁的記録を含み、公の施設の管理業務に関するものに限る。次条において同じ。)であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工した者を含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第45条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書又は指定管理者が管理している文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 実施機関の職員がその職権を乱用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の国見町個人情報保護条例(平成4年国見町条例第29号)、国東町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(平成11年国東町条例第3号)、武蔵町個人情報保護条例(平成14年武蔵町条例第13号)又は安岐町個人情報保護条例(平成15年安岐町条例第2号)(次項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する合併前の条例の規定による罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成20年12月22日条例第49号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月24日条例第33号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成29年9月25日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。